

東京都小学校書写研究会規約

1 章 名 称

1 条 本会は東京都小学校書写研究会（略称 都小書研）と称し、本部を会長の学校におく。

2 章 目 的

2 条 本会は書写教育の理論と指導法について実践的な研究を進め、書写研究の発展に寄与し合わせて会員相互の親睦を図る。

3 章 事 業

3 条 本会は次の事業を行う。

- | | | |
|----------|----------------|-----------|
| 1. 研究・調査 | 2. 研究会・研修会・展覧会 | 3. 機関誌の発行 |
| 4. 出版 | 5. 用具・教具等の紹介 | 6. その他 |

4 章 会 員

4 条 本会は東京都公立小学校に勤務する者をもって会員とする。

5 章 役員および顧問・参与・相談役

5 条 本会に次の役員および顧問・参与・相談役をおく。役員の任期は1年とする。但し再選できる。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| 1. 会長1名 | 2. 副会長若干名 |
| 3. 庶務部長1名・副部長若干名 | 4. 会計部長1名・副部長若干名 |
| 5. 研修部長1名・副部長若干名 | 6. 研究部長・低中高各1名 |
| 7. 広報部長1名・副部長若干名 | 8. 調査編集部長1名・副部長若干名 |
| 9. 行事部長1名・副部長若干名 | 10. 会計監査（若干名） |
| 11. 理事（各部正副部長・研究委員） | 12. 顧問・参与・相談役（若干名） |

6 章 役員の選出

6 条 役員は会員中より理事会で選出し、総会の承認を受ける。
○役員とは会長・副会長・各部正副部長及び会計監査とする。
○理事には各部長・研究委員をもってあてる。

7 章 会 費

7 条 本会の経費は各支部の分担金をもって当てる。支部の分担金は1校年額 1,000円とする。会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

8 章 会 合

8 条 本会は研究会・研修会等のほか次の会合をもつ。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. 総 会 全会員 年1回以上 | 2. 役員会 役員 |
| 3. 理 事 会 各部正副部長・研究委員 | 4. 各部部会 部長・副部長・委員 |
- 総会・役員会・理事会は会長が、各部部会は会長またはその部長が招集する。

9 章 運 営

9 条 本会は次の組織で事業の推進にあたる。

- | | | | | |
|-------|---------------|--------|----------|--------|
| ア 研究部 | 1. 研修部 | 2. 研究部 | 3. 調査編集部 | 4. 行事部 |
| イ 事務部 | 1. 庶務部 | 2. 会計部 | 3. 広報部 | |

10 章 付 則

10 条 本会の規約の変更は総会の決議によるものとする。

11 条 細則は別に定める。

<平成25年6月25日一部改正>

<平成28年6月27日一部改正>